

(写)

平成25年11月25日

新宿区長

中山弘子様

新宿区特別職報酬等審議会

会長 濱田一成

新宿区特別職の報酬等の改定について（答申）

平成25年11月25日付け25新総総総第2013号により諮問があった標記の件について、別紙のとおり答申します。

特別職報酬等審議会委員

会	長	濱	田	一	成
会	長職務代理	渡	辺	芳	子
委	員	岩	田	栄美子	
委	員	内	田	幸	次
委	員	大	崎	秀	夫
委	員	大	室	新	吉
委	員	そめたに		正	明
委	員	林		直	樹
委	員	宮	嶋		忍
委	員	六	田	文	秀

答 申

新宿区特別職報酬等審議会は、平成25年11月25日、新宿区特別職の報酬等の改定について、新宿区長から諮問を受けた。

本審議会では、各委員が区民の代表としての自覚のもと、区民の信頼に応えるよう公平かつ公正な立場に立って、区政を取り巻く社会経済情勢や、国、他自治体との均衡、また、一般職員との均衡を考慮しながら審議を行った。

地方分権が進展するなか、区民に最も身近な基礎自治体としての新宿区と新宿区議会は、多様化、複雑化する区民ニーズへの対応や行政改革の推進などに積極的に取り組んでおり、高く評価できるところである。

区の財政状況は、景気低迷に伴い、区税等の収入が伸び悩む中、生活保護費等の扶助費の増などにより、実質単年度収支の赤字が続いており、財政の硬直化も進んでいる。

一方、本年10月の月例経済報告（内閣府）では、「景気は緩やかに回復しつつある。」とされ、景気回復の動きが確かなものとなることが期待されているものの、区を取り巻く財政環境は楽観視できないものとする。

本年の特別区人事委員会勧告は、一般職員の給料について公民較差を解消する0.14%の減額をする内容となっている。このことは、景気回復の影響が、民間給与へは、依然として及んでいないということが反映された結果である。

特別職の報酬等は、その職務内容や社会的責任の重さなどに見合ったものとしつつも、社会経済情勢、他団体及び一般職員との均衡を考慮するとともに、区民の理解を得ることができるものでなければならない。したがって、依然厳しい財政状況等を勘案すると、特別職も、一般職員と同様の減額措置を講ずることが妥当であると判断する。ついては、特別職の月額報酬等を、別表のとおり0.14%相当減額することとする。

最後に、区長をはじめ特別職におかれては、区民の信頼と負託に応えるべく、区民の視点・生活者の視点から区政の課題を捉え、基本構想に掲げる『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまちの実現に向け、区民福祉の一層の向上に取り組まれることを要望するものである。

(別 表)

1 区長、副区長の給料月額

区 分	改定額 (円)	現行額 (円)
区 長	1, 158, 000	1, 160, 000
副 区 長	929, 000	930, 000

2 議会の議員の議員報酬月額

区 分	改定額 (円)	現行額 (円)
議 長	937, 000	938, 000
副 議 長	799, 000	800, 000
委 員 長	659, 000	660, 000
副委員長	629, 000	630, 000
議 員	612, 000	613, 000

※改定額算定の結果、給料・議員報酬ともに、500円未満の部分については切り捨て、500円以上の部分については切り上げを行っている。

3 改定の実施時期

平成26年1月1日から